

軍人勅諭の成立と西周の憲法草案 (二)

梅 溪 昇

西周の「憲法草案」(上)

凡 例

- 一、I・II・IIIと三枚に書かれたのは井上毅の批評で、何れも各々半折して最初に綴込んである。
- 二、草案の全文は四二枚の用紙に書かれ、各紙共同つて右下にアラビヤ数字、左下に日本数字が記入され、半折されて綴じてある。例えば2―折目―2で用紙一枚分である。
- 三、「編次大意」は条文の欄外にあるが、いま便宜上その記載されている頁の最初に置いた。
- 四、修正加筆の部分を示すには当該文字の右傍に一本の傍線を以て示し、廃除された原案又は字句は()を以てかこんだ。
- 五、修正加筆は加墨、加朱の二通があるが、特に示すもの以外は特にその区別を示さなかつた。
- 六、「増補」の右肩の○はすべて朱印、(西)は西の認印である。
- 七、「？」はすべて筆者の註記で、「？」はそれと判読しうるもの、「不明」は抹消されて不明のものを示した。

〔表紙〕

草 案 (西) 西 周 案

憲法及井上氏之批評

〔朱字〕

一閱 餘程面白キ文書ナリ 西 紳 六 郎
郷重保存アリタシ

(西)

西氏之草案と他之私擬案之比ニほらぬ十分用意之著撰と奉存候

疑点は左ニ開ス

- 一 政府ハ大政官省庁元老院代議院司法部所裁以て成ル条如何
- 一 行政權ハ天皇ニ在リといへるハ李國之法ニ因レルものなれとも此李國之条ハ白耳義憲法模擬せるものよある勿率之成案故ニ未タ精緻殘悉さび輓近之独乙学者之論ニ從ヘハ天子ハ立法行政之主權を總攬したるものなれハ偏ニ行政權ハ天子ニ在リといふ事殘得

白耳義憲法ハ共和之主義ヲ混ぜざ

一天皇ハ財政ヲ統理ス天皇ハ河港道路等之諸務ヲ綜理ス天皇ハ農工商ヲ勸励保護ス等之条ハ不要と存候

一外人も人身と財産とよ於て同一なる政府之保護を享ク此事今五十

年間も難行

一 凶徒暴動之時ニ国旗ヲ擧げ三度説諭を行ふ条ハ仏国ニ模倣したる

(西) II

法なれと迄実用なし

一 神社祭祀ハ信仰之是非ス云々、条ニ不言而可

一 大統之継承ハ国会之認識ヲ受ク条可削

一 空位ノ際各省長官会合して帝者之大権ヲ假任ス此条李国ニ倣へり

といへと迄立言不当

一 皇儲ハ班座ヲ内閣ニ占ムル事逼近之嫌あり不可然

一 元老院ヲ国会之一部として代理之性質となしたるハ英国風ニして

不可用

一 十万人ニ付一議員を出ス之比例ハ多きも過

一 表言ノ黙止可削

一 立法権ハ天皇国会と合同シテ之ヲ行フ是亦独乙ノ主権論ニ合ハズ

一 大審院ノ缺員ヲ代議院より推薦をしむる事不可然

一 天皇ヲ被告トスル訴訟可削

一 大検事ヲ終身官トスル事各国比例なし

(西) III

一 憲法修正布告之後兩院解散之例ハ危法也

其他去繁就簡ヲ望候

右ハ勿々、一過郷筆録を聊参考之一端ニ供スル耳此之なり

跋

十二月(三十)

「日付の「廿九」が斜に棒線をもつて

抹消され、「三十」と訂正されてある。」

山県参議殿

此書面御一覽後直ニ被付丙丁候事念願致候

(西)

編次大意

國王有りテ而後ニ人民有り故ニ第一篇國土人民ヲ以テ首トシ第一章

國域ヲ確定シ次クニ第二章其國土上ニ在ル人民ノ事ヲ確定シ而シテ

孰レカ日本人民タルヲ確定ス第三章ハ其人民ノ權利ト義務トニシテ

兩者素ヨリ天然ニシ存スル自由ノ權利義務ナリト雖ヘトモ宰制ノ度

無レハ他ノ自由ニ損害アリ況ヤ政令ノ下ニ立ツニ於テヲヤ是ヲ以テ

其自由權利ヲ伸ヘシテ隨ヒテ制限スル所ヲ知ラシム是莫ニ其自由ヲ

發達セシムル所以ナリ又權利アレハ義務アリ故ニ之ヲ終フル其義務

ノ大ナル者ヲ拳ケテ以テ此第一篇ヲ終フ(編次大意 以下朱字、1

頁上・左欄外ニアリ)

第一篇 國土(域)并ニ人民

第一章 國域(ノ本故ニ首トシテ是ニ及フ)

第、条 帝國大日本ハ現在ノ四大嶋及其屬嶋ヲ以テ(ヨリ)成ル

本邦從來本島ノ名無シ是缺典ナリ宜シク國憲ヲ立ツルニ際シ其名

称ヲ命スヘシ假令ハ本島ヲ日本トシ其次ヲ筑紫トシ其次ヲ四国トシ其次ヲ蝦夷トスルカ如シ果シテ然ルニ及ハ、「帝国大日本ハ現在ノ日本筑紫四国蝦夷ノ四大島及其属島ヨリ成ル」トスヘシ属島トハ洋(原)語デバンダンス即、千島佐渡隠岐对馬壹岐(嶋)五島天草大島沖繩伊豆(嶋)大島八丈小笠原島其他ヲ兼称ス本地ヲ日本ト称シ総称ヲ大日本トス猶英倫蘇格蘭合シテ大不列顛ト称スルト同意味ナランコトヲ願フ徒ニ自ラ尊大ヲ表スルノ意ニ非ラスシテ自ラ合当ナルヘシ

.....(折目).....

第、条 国内管轄ノ法道国郡村ノ別府県ノ制ハ法律ニ依リテ之ヲ定メ其経界分合モ亦法律ヲ以テス 維新後府県ノ制ヲ創セラレタレトモ旧道国ノ制ハ並ヒ存セリ是頗疑フヘキニ似タリト雖ヘトモ亦其当ヲ得ルニ似タリ仏朗西ノ故プロワンスト今ノデパルトマント並ヒ存スルカ如シ亦良制ナリ故ニ本文此ノ如クナラサルヲ得ス其経界分合トハ其ノ郡ヲ割キ其県ニ併ハスノ類比年頗ニ有リ得ル所ナリ此等ハ急遽ヲ要スル事ナラサレハ法律ヲ以テ改正スルモ十分妨無シ

第二章 人 民

第、条 凡ソ国域内ニ在ル者ハ本民ト外人トヲ問ハス人民ト財産

トニ

於テ同一ナル權分ヲ有シ政府ノ保護ヲ享ク

第、条 日本国民ノ權利ハ何如ニシテ之ヲ得ルカハ法律ニ依リテ之ヲ定ム 国民ノ權利トハ奴隸ニセラレサル事、胎中ノ児モ一人ト見做ス事自國ニ生レタル者日本ノ船中ニテ生レタル者又外婦ノ本民ニ嫁シタル者等ナリ此權ヲ失フ者ハ外国へ歸化シタル者他國ノ官職ニ補シ他國ノ兵役ニ服スル者等ナリ(又)

第、条 国民ノ私權并ニ公權ヲ行フノ分限ハ法律ニ依リテ之ヲ定ム 私權トハ後見人トナリ誣捏人トナル等ノ權ナリ公權トハ撰挙人トナリ被選人トナリ及公ケノ官職ニ補スル等ノ權ナリ

.....(折目).....

第、条 国民ノ公權ヲ有スル者ハ日本人ニ限ル 外人ハ撰挙補職ノ權無シ

第、条 日本人ハ何人ヲ論セス法律ノ禁スル所ニ非レハ(名目ノ)凡ヘテノ官職ニ任スル事ヲ得 門閥ノ蔽無シ法律ノ禁スル所トハ瘋癲痴人幼者廢疾等ノ類

第、条 外人ハ法律ノ許ス所ニ非レハ大日本政府ノ官職ニ補スル事ヲ得ス 法律ノ許ス所ハ独逸人ヲ以テ独逸某港ノ日本領事ニ補スルカ如シ私社等ノ職役ニ補スルハ拘ハラス故ニ大日本政府ノ字ヲ下ス

第、条 外人(國)ハ法律ノ定ムル所ニ非レハ歸化ヲ許サス 歸化

ノ法ハ寄留幾年ノ某ノ官
憲ニ願ヒ勅諭ニ因リテ許ス等ナリ

3二

第、條 外國へ遷徙ヲ請フ者ハ之ヲ許ス其不動産ハ所有ノ權ヲ失

フ 昔時独逸ノ小國ニハ外徒ノ稅ヲ納メシメシ制アリ今諸國共是

無シト見ユ又不動産ヲ有セシメテハ混雜ヲ生スヘシ故ニ遷徙
前ニ之ヲ売ラシム 其徵兵期限前後五年以内ニ在ル者ハ戸主家眷
(親族)ノ故ヲ以テ之ヲ擲フルニ非レハ之ヲ許サス

戸主家眷ヲ携ヘテ遷移スル者ハ其子孫十六七歳ナル者其中ニ在ル
モ其真情ニ出テ、規避ニ非ル事知ルヘシ

第三章 國民ノ權利并義務

第、條 大日本國民タル者ハ特ニ法律ノ定ムル所ニ非レハ法庭ニ
於テ

……………〔折目〕……………

平等タリ法律ニ対シテ均一タリ 特ニ法律ニテ定メタル所トハ皇
族若クハ五等爵等ハ少シク待遇

ヲ異ニスヘキ歟又武官ノ軍律等ニ於テハ將校ト兵卒ト同一犯ナル
モ同一判官ニ對セサルカ如シ然レトモ唐律ノ議親議功等ノ寬典ヲ

謂フニ
非ラス

第、條 法律ヲ以テ指定シタル法術ニ告訴スルハ何人モ之ヲ沮隔

スル事ヲ得ヘカラス 官吏ノ權柄アル者弱少ノ情ヲ舒フ
ルヲ抑ヘンコトヲ恐ルル為ナリ

増補

第、條 何人ヲ論セス民事ノ訴訟原被ノ間ニ代言人ヲ使用スル

ヲ許ス刑事ノ代言人并ニ民事ニ於モ必本人ノ出庭ヲ要スル場合

ハ法律ニ依テ之ヲ定ム〔本条ハ上欄外ニアリ〕

第、條 何人ノ所有タルヲ論セス(モ) 政府公益ノ為ニ豫メ賠償

ヲ約スルニ非レハ之ヲ徵收スル事ナシ 政府ノ專擅ヲ限リ人民ノ
安堵ヲ固クスルナリ

第、條 何人ヲ論セス法律ニ定メタル場合ヲ除キテハ判司ノ命ニ
因リ拿捕ノ理由ヲ開スル令状有ルニ非レハ囚禁ニ付スル事ヲ得ス

4三

第、條 何人ヲ論セス法待ニ於テ其權有リト布告シタル職權ヲ以

テ法律ニ指(規) 定シタル規制ニ循フニ非レハ(ニ於テセスシテ)

家主ノ意志ニ背キ其家屋ニ入ル事ヲ得ス

第、條 各人信書ノ秘密ハ窺フ事ヲ得ヘカラス但戰時及罪犯ノ為

ニハ

……………〔折目〕……………

法律ニ依リテ之カ制限ヲ定ム

第、條 何等ノ罪科有ルモ犯罪者ノ財産ヲ没収スル事ヲ得ス

第、條 凡ソ裁判ハ其理由ヲ説キ刑法ノ宣告ハ其勉斷ノ憑拠スル

法律ノ条目ヲ揭示ス皆公行トス

訟庭ハ公行ナリ(トス) 然レトモ靜謐及風紀ニ關スル者ハ法律ニ

定ムル除格ニ屬ス

第、條 何人ヲ論セス印刷ヲ以テ其思惟意見ヲ公布スルハ預メ准
可ヲ要スル事無シ但法律ニ對シ自ラ其實ニ任スヘシ

第、條 凡ソ国民ハ各自ニ当該ノ官憲ニ對シ書面ヲ以テ其請願ヲ
申告スルノ權ヲ有ス但連衆一名ヲ以テ之ヲ為スヲ得ス

其連衆一名ヨリスル請願ハ法ニ循ヒ組織シタル会社若クハ之ニ准
スト認可セラレタル者タルヘク而シテ其事タル該社ノ事業(職業)
ニ限ルヘシ

……………(折目)……………

第、條 凡ソ国民ハ結社并ニ集會ヲナスノ權有リト認可ス但諍論
ヲ護スル為ニ武器ヲ携ヘ若クハ露場ニ會スルハ之ヲ禁ス(ルノ外)
猶時機ニ応スル処置ヲ詳カニス(シ事為ニ処ス)ル為ニ法律ヲ以
(章ニ依リ)テ之ヲ規定限制ス

第、條 民間暴動ノ起リタルニ際シ未其襲撃ヲ受ケサル間ハ(タ
ルニ非レハ)國旗ヲ擎ケ天皇及法律ノ名義ヲ以テ三度解散ヲ説諭
シタル後ニ非レハ兵力ヲ用フルヲ得ス(本条ハ符號ニテ挿入)

第、條 各人ノ宗教ノ信仰ハ自在ナリ但現在所存ノ教旨ノ外新ニ
宗派ヲ開キ新ニ他邦ヨリ之ヲ移ス者ハ政府ノ容可ヲ受ケ法律ノ規
制ニ遵フニ非レハ(住屋ノ外)堂宇ヲ設立シ教儀ヲ行ヒ教會ヲ
起シ教旨ヲ宣伝スル事ヲ(本条上欄ニ朱筆ニテ)容可トハ奉スル

ニ非ラス其入ルコトヲ許スノミトアリ)
得ス

第、條 凡ソ国民ハ何ノ宗派ヲ奉スルニ拘ハラズ私權公權ノ享有
爵位官職ノ補任ニ於テ同一ナル權分ヲ有ス

(以下朱筆)

英ニ國教アリ諸國ニ猶教アリ故ニ此制ヲ要ス我未タ其蔽害ナキ
モ預之ヲ備フヘシ

第、條 教儀祭典ノ執行淨謚ニ害有ル者ハ法律ニ依リテ其制限ヲ
定ム

第、條 各教會其師長ト教規ニ就テ往復シ並ニ其訓命ヲ公布スル
(スル)ハ自在ナリ但法律上ノ責任ハ此限ニ在(非)ラス(以下
朱筆)歐ノ諸國ニ羅馬教アリ故ニ之ヲ設ク我未タ此無キモ預メ之
ヲ備フヘシ

……………(折目)……………

第、條 租稅兵役ハ國民ノ義務ナリ皇族ヲ除クノ外何等ノ者(モ)
之ヲ免シ又此ニ就テ特准ヲ得ル事有ルヘカラス然レトモ之ヲ徵ス
ルハ必法律ヲ以テス

第、條 兒童小學ノ教(政府ノ公債ハ)育ハ其(各)父母若クハ
之ニ代ル者ノ義務タリ政府ハ之カ為ニ其監護ニ任ス

第、條 固有神社ノ祭祀ハ恩ニ報シ德ヲ表スルノ意ニ出テ信仰ノ

具ニ非ス各人ノ奉否ハ自在タリ

慣習ニヨ(由)リ人々ノ力ニ準(応)シ祀典ノ糾募ニ応スルモ自

在タリ(但祭儀ニ托シ監擾ヲ起)

増補

第、條 何人ヲ論セス裁判所ニ於テ陪審タルノ撰挙ニハ応セサル

ヲ得ス

編次大意

7六

既ニ国土有リ人民有レハ君主有リ社会成レハ(立ニハ)政府立ツ是自然ノ理故ニ第二篇是ニ及フ而シテ第一章ハ本邦君主ヲ奉戴スルノ主眼万世一系ノ万国ニ冠タル実ニ斯ニ在リ故ニ首トシテ是ニ及ヒ大(其)統ノ無窮ナランヲ謀リテ其障(之ヲ確)害無カラシム事ヲ確定ス即和氣氏ノ精神ナリ(以上、朱筆、7頁上欄ニアリ)

第二篇 帝 室

第一章 大 統

第、條 大日本国天皇ノ帝位ハ今上ノ知ラシ給フ所ニシテ以下各条ノ定規ニ循ヒ遠永其正統後嗣ノ知ラスヘキ所トス

第、條 今上ノ正統トハ皇后(コノ攝攝マ)(御名)トノ配偶ヨリ降誕セラレタ

ル若クハ既ニ入内シタル又ハ国会ノ議ニ依リテ入内ニ定ルヘキ他ノ嫡御(廢妾)ヨリ既ニ降誕セラレタル若クハ後來降誕セラル

ヘキ皇后ニ因テ子養セラレ

……………(折目)……………

[編次大意続キ]

第二章ハ帝室實納是国庫ヨリ奉スル所ニシテ此分画ナキ時ハ君主ハ人民ヘ対シテ嫌疑有リ人民君主ニ対シテ心ヲ安ンセサル所アルヘシ且王朝ノ昔時曾テ此設有ラシメハ何如ニ陵夷ニ至ルモ大内氏毛利氏奉獻ヲ以テ御即位ヲ資タル等ノ事無カルヘシ是畢竟此制度無キニ由ル自今既ニ宮内省ノ定額(御用途)有リ是ト同意ナリト雖トモ之ヲ憲法ニ載スルハ其事ノ至重ナルヲ示スナリ(然レトモ首トシテ斯ニ及フ者ハ聖皇后ハ御一体トシ皇太后皇太子等ハ其御用途ヲ別ニシテ其義務ヲ全クスル所以ナリ故ニ此諸条ヲ確定ス)第三章保傳第四章撰政此二章帝統ノ不易ヲ鞏固ナラシムル為ニ其障害ナルハ多ク帝王幼弱ニ在マス時権臣国ヲ柄スルノ際ニ在リテ(抹消ナキモ茲廢文カ)(シクシク)反リテ還(反)ササル等ノ蔽ヲ防ク)畢竟藤原氏平氏ノ禍源茲ニ萌シ(専權ヨリ(等)) (以上、朱筆、七頁上・左欄外ニアリ)

給ヒタル皇子并ニ其苗裔(若クハ皇女ヲ指ス)ヲ謂フ

第、條 大統ノ承継ハ大宗承重ノ權ニ依ル其變ニ遭ヘハ(リテ嫡庶(長幼ハ)庶ハ嫡ニ幼ハ長ニ女ハ男ニ先ツ事ヲ得ス

第、條 万一 今上ノ血統缺ル事有ル時ハ今上至親ノ男統ニ移ル

(リ)其統系ハ血属ヲ論シテ義属ヲ論セス

第、條 何如ナル場合ニ於テモ大統ノ承継皇女(大)ノ外女統ノ

〔編次大意続キ〕

遂ニ鎌倉幕府ノ起ルニ至リシナリ(三) 蔽(其源皆幼主ノ時ニ存スルハ其) 殷鑒の然(タリ況ヤ)之ヲ外邦(東西)ノ史ニ徴スルモ其歴々敷フヘキ事ナルヲヤ右勅曰ハク冥婦孺児ヲ欺クト機ノ慎シムヘキ焉ヨリ大ナルハ莫シ(能ク名状シタリト謂フヘシ)故ニ保傳撰政ノ事ハ殊更ニ其規制ヲ鄭重ニスル所ナリ

第五章登極是天下ノ大政ハ苟且ノ能クスヘキニ非ラス必肅敬ノ儀容ヲ設ケ上下其真情ヲ表章シテ始メテ可ナル所以ヲ確定ス所謂天ノ聰明ハ我カ民ノ聰明ニ自ル天ノ明長ハ我カ民ノ明長ニ自ルト云フ者是ナリ

第六章天皇ノ大権是憲法ノ大主腦天皇ハ行政立法司法ノ總主タリト雖ヘトモ行政ニ至リテハ其全権タリ故ニ凡ソ行政ニ管スル綱領ヲ枚挙シテ遺ス所ナシ以テ其權ノ及フヘキ(含蓄スル)所ヲ確定ス(以上、同じク朱筆、8頁右・上欄外ニアリ)

事ヲ得ス
第、條 皇太女統ヲ承クル時ハ其夫同異姓ノ別無ク尊礼ヲ受ケルト雖ヘトモ朝政ニ与ル事ヲ許サス其子孫ハ大統ヲ継ク事ヲ得ス
第、條 皇女既ニ嫁スル時ハ何如ナル場合ニ於テモ入りテ大統ヲ承クルノ權無シ

第、條 皇子ハ既ニ他家ヲ継クト雖ヘトモ大統ノ缺クルニ逢ヘハ入りテ

……………〔折目〕……………

〔編次大意続キ〕

第七章太政官諸省是行政施設ノ大綱以テ前章天皇大権内ノ諸條款何如ノ統一ニ屬シ何如ノ分派ニ区スルカヲ明示シ(三字抹消ナキモ滋藤文也) (ノ總紀) (分派ノ何如ヲ確定シ)而シテ天皇ニ屬スル臣僚ノ權分責任ノ(任ノ)大綱ヲ確定ス是ヲ三大權中一行政分ノ大手段トス(以上、朱筆、八頁上欄外ニアリ)

之ヲ継ク事ヲ得

第、條 大統ノ繼承ハ此憲法ニ準シ合當ナリト雖ヘトモ必國會ノ認戴ヲ受ク而シテ國會ハ此憲法ノ執守ニ任ス

第、條 非常ナル時勢ニ因テ大統繼承ノ事ニ於テ更改ヲ要スルニ〔?〕(時)至リテハ天皇ノ發議ニ依リ第、條憲法修正ノ事ニ就テ規定セル條款ヲ照シ之ヲ議スヘシ

第、條 此憲法ニ拠リテハ該當ナル嗣主ノ得可ラサル時ニ於テモ

前条ニ同シ

第、條 皇(崩御)ニ際シ皇太子未定ラス或ハ嗣主ノ缺クル事有ルニ遭ヘハ(復敷ヲ以テ召集シタル)國會ヲ召集シテ(ニ於テ)其策ヲ定ム

第、、条 天皇ハ国会ノ許諾無クシテ他邦ノ帝位王位ヲ踐ムヲ得ス
第、、条 何如ナル場合ニ於テモ政府ノ所在ハ国外ニ遷ス事ヲ得ス
……………〔折目〕……………

第二章 帝室 貢納

第、、条 今上ハ何年何月法律ヲ以テ奉獻シタル御領ノ外ニ国庫ヨ
リ若干百万円ノ歳貢銀ヲ享ケ(ク)給フ

此歳入ノ額ハ新天皇ノ踐祚ノ度毎ニ法律ニ依リテ之ヲ規定スヘシ

第、、条 天皇ハ東京皇城内宮殿其他ノ離宮ノ外ニ西京大坂某々ノ

地ニ於テ行宮ヲ有シ給ヒ(ス)其修繕費トシテ国費ヨリ年々若干

万円ヲ享ケ(ク)給フ

10九

第、、条 皇城宮殿離宮并ニ宗廟陵墓ハ租税ノ外タリ(皇)皇族五

等ノ親マテハ人別税ノ外タリ 人別税トハ車馬税戸数割税營業獸獵

税等ノ類地租若クハ井税等ハ之課ス
ル(出ス)ノ
例タルヘシ

第、、条 帝室ノ管理ハ親裁ノ随タルヘシ

第、、条 宗廟其他諸神社并ニ陵墓ノ祀典ハ帝室管理ノ一部ニシテ

其費用ハ歳貢銀ヨリ之ヲ支フ

第、、条 皇太后ノ歳入(各年)ハ国庫ヨリ若干万円ヲ供(給)ス

第、、条 皇長子若クハ皇長女其他ニテモ後來册立ノ望有ルハ天皇

弟

……………〔折目〕……………

一ノ臣下ニシテ成年ニ至リ給ヘ(レ)ハ册立ノ礼ヲ畢ヘ皇太子若
クハ皇太女ノ称号ヲ奉ス(ヘシ)

第、、条 皇太子若クハ皇太女ハ册立ノ年ニ至(ヨ)リ国庫ヨリ毎

年若干万円ノ貢入ヲ享ケ給ヒ(ク)而シテ大婚ノ年ヨリハ若干万
円ニ加上ス

第三章 保 傅

第、、条 凡ソ天皇ハ滿十八歳女皇ハ滿十五年ヲ以テ成年トス

第、、条 天皇未成年ノ間ハ皇族華族ノ中数人ヲ以テ太少保傅ニ任
シ其輔翼ニ供ス

第、、条 保傅ハ法律ヲ以テ其規制ヲ定メ法律ヲ以テ之ヲ任ス

此草案ハ国会兩院ノ会同ニ於テ之ヲ決ス

第、、条 此法律ハ天皇万寿ノ日ニ当ルモ皇嗣幼少ニ在マス時ハ之
ヲ定ム
……………〔折目〕……………

第、、条 保傅ハ就職ノ初ニ国会兩院ノ会同ニ於テ各其誓詞ヲ議長

ノ手ニ交付ス

第、、条 天皇親ラ朝政ヲ聴カス事(不_明)能ヒ給ハサルノ状有ルニ

至ル(リ)ニ及ヒテハ未成年ナル天皇(皇太子)ノ為ニ定メタル
保傳ノ例規第、条以下ニ準シ(循ヒ)聖体ノ必要ナル監護ニ供
スヘシ

(第、条) 第四章 摂政

第、条 天皇未成年ニ座シ在ス間ハ帝者ノ大権ハ一人ノ摂政之ヲ
代理ス 12

第、条 摂政ハ法律ニ依リテ之ヲ任ス而シテ其法律ハ幼主ノ(天
皇未)成年ニ至ルマテ(ノ間)摂政ノ繼承ヲ規定スル事ヲ得

此法律ハ国会両院ノ会同ニ於テ之ヲ決ス

此法律(第、条)ハ宝祚万寿ノ日ニ当ルモ嗣主未成年ナル場合
ニ於テハ之ヲ制定

……………(折目)……………

スヘシ

第、条 天皇親ヲ朝政ヲ聴カス事能ヒ給ハサル状有ルニ至ル時ハ
帝者ノ大権ハ 天皇ト共ニ摂政ニ被ラシム

(第、条) 此事参事院議官ト各省ノ長官合議(同)シ精密ナル審
貫ヲ遂ケタル後果シテ明瞭ナルニ至レハ速カニ国会ヲ(倍数ニ於
テ)召集シ委曲ノ事情ヲ報告ス

第、条 国会ハ其報告ヲ審査シ(倍数ニテ召集シタル)両院ノ会 13

同ニ於テ其真正タルヲ認識シタル時ハ法律ヲ布告スル法式ニ準シ
前条ニ掲ケタル時機ノ至リタルヲ宣言ス

此(且)場合ニ際シ皇太子未成年ニ在ス時ハ其満十八歳ニ至ラス
マテ前第、条ニ準シ摂政ノ繼承ヲ議定ス

第、条 摂政ハ国会両院ノ会同ニ於テ誓言ヲ為シ其議長ノ手ニ交
付ス

……………(折目)……………

第、条 第、条天皇遜(不)豫ノ時ニ際シ皇太子既ニ満十八歳
ニ至ラ(リ)シ給フ(不明)時ハ權分ニ於テ当然ナル摂政タリ

第、条 第、条天皇遑豫ノ場合ニ於テ皇太子若クハ摂政其摂政
職ヲ執行スルニ至ルマテハ第、条ニ準シ(各(内閣)各省長官
ト参事院議官トノ会合ニ於テ帝者ノ大権ヲ仮任ス

万一不忌ニ際シ幼冲ナル嗣主ノ摂政若クハ当該ナル嗣主ノ缺クル
ニ遭

フ時ハ摂政若クハ嗣主朝政ニ臨マセラルル(ム)ニ至ルマテハ上
条ノ例ニ準ス 14

其内閣参議参事院議官トノ会同ハ其中ヨリ推薦シタル議長ニ對シ
誓言ヲナシ其議長ハ更ニ(再ヒ)国会両院ノ会同ニ於テ誓言ヲナ
スヘシ

第、条 摂政ヲ任シ若クハ皇太子摂政職ヲ執行スルニ当リ其職ノ

費用ノ為ニ帝室ノ歳入ヨリ分取スヘキ額數ハ法律ニ依リテ之ヲ定ム
此定額ハ摂政在職ノ間更改スル事ヲ得ス

.....(折目).....

第、、条 第、、条連豫ノ事情有ルニ際セシモ復常ニ至リ給フ(ル)

ニ及ヘハ再ヒ法律ニ依リ該条ニ掲ケタル法律ヲ廢シ速カニ朝政ヲ聽カスヘシ
此判令ノ廢止ニ至ルマテハ各省ノ長官并大少保傳ハ国会兩院ノ求

ニ応シ親ヲ聖体ノ安否ヲ報告スルニ任スヘシ

第、、条 嗣主幼冲ニ在マシ当該ノ摂政ヲ得ル事能ハサルノ時ニ際

シ皇太后乘簾ヲ以テ朝政ニ臨マセ給フ時モ總ヘテ皇太子摂政ノ例ニ異ナナル事無シ

第、、条 此憲法ノ第三章第四章ノ法律ヲ執行スルハ新天皇亮陰ニ際スルモ稽留スル事無シ

十四

第五章 登 極

第、、条 天皇朝ニ臨ミ大政ヲ聽カスノ日ニ至リテハ速カニ吉辰ヲ

撰ヒ東京皇城宮中ニ於テ国会兩院ノ会同ヲ開キ盛儀ヲ設ケ親臨シ給ヒ(有リ)テ国会ノ奉戴ヲ享ケ給フ

此会合ニ於テ 天皇此憲法ヲ奉シ勅誓ヲ宣ラシ給フ

此(聖)勅誓ノ後ニ同場ニ於テ国会奉戴ノ礼ヲ表シ議長首トシテ誓言ヲ奏シ続キテ一列ノ各位逐次ニ誓言ヲ奏シ(ス)テ事ヲ卒フ
第、、条 此大儀畢ハルノ後更メテ吉辰ヲトシ城中ニ於テ大嘗会ヲ設ケ登極事成ルヲ以テ祖宗ニ告ケ給フ

第六章 天皇ノ大権

第、、条 天皇ハ千難ヲ受ケサルノ体タ(ナ)リ各省ノ卿其實ニ任ス

第、、条 行政權ハ 天皇ニ在リ

第、、条 天皇ハ外国交際ニ於テ其總理ニ首タリ

第、、条 天皇ハ宣(宣戰ノ權)戰ノ權ヲ有ス(シ)給フ(ス)有事ノ日ニ當リテハ直チニ国会ノ兩院ニ通(報)知ヲ為シ併セテ皇

國ノ利益鞏固ト密接(安□ノ為ニ)スヘシト思量セララル(シ)給フ(タル)事ハ解説ヲ附ス

.....(折目).....

第、、条 天皇ハ外国トノ和好通商并ニ其他ノ盟約ヲ結ビ且之ヲ鈐定ス其盟約ノ条項皇國ノ利益安寧ノ為ニ謀リテ容(許)スヘキ事タレハ亦直チニ国会兩院ニ通照ス

其盟約土地ノ割讓交換若クハ条規變更尙モ國權ニ関スル事ヲ舍置スルニ至リテハ国会其条規若クハ修正(更改)ヲ認可スルノ後ニ非レハ 天皇鈐定ノ權無シ

十六

第、条 天皇ハ陸海軍ニ於テ最上首帥ノ權ヲ有ス

第、条 天皇ハ皇國ノ獨立ヲ維持シ窺(國)土ノ完全ヲ保固スル

為ニ總國民ヲ其義務ニ於(トシ)テ戰闘ニ服(從)事セシムルノ

權ヲ有ス

第、条 天皇ハ緩急ニ応ス(備フ)ル為ニ現役後備ノ常備兵ヲ編

制シ境土防禦ノ為ニ國民軍ヲ編制(成)シ兼テ海軍ヲ充足シテ

防禦改戦ノ用ニ充ツ

第、条 何如ナル時ニテモ外國兵ヲ以テ皇國ノ軍隊ニ備役スルハ

天

.....〔折目〕.....

〔下〕王國會トノ諮議ニ非レハ之ヲ為ス事ヲ得ス

第、条 (其)徵兵法壯兵選舉法海軍入兵法ハ皆法律ニ依テ之ヲ

定ム(執行ス)

戰時若クハ非常ノ時ニ際シテハ海軍改制スヘキ法律ヲ以テ徵兵ノ

役期ヲ延(或ハ國民軍ノ局部ヲ海外征討ニ從ハシムル事有ルヘシ

第、条 凡ソ陸海軍費ハ皆國庫ヨリ支給ス當役供給運輸其他ノ課

役徵發ハ皆例規ニ準シ賠償ノ法ニ依ラスシテハ一人若クハ

数人一村若クハ數村ニ其負担ヲ命スル事無シ

戰時ニ係ハル特例ハ亦(之)法律ニ依テ之ヲ定ム

第、条 天皇ハ勅奏ノ別(陸海軍ノ將校ハ)ヲ以テ陸海軍ノ將校

ヲ排除シ其重職ヲ任シ進級免黜退職ハ法律ヲ以テ定メタル例規ニ

準シテ之ヲ命ス

陸海軍ノ恩給モ亦法律ニ依リテ之ヲ規定ス

官吏

.....〔折目〕.....

僚屬ノ俸禄ヲ(ハ)限定ス

司法官吏ノ俸額ハ法律ニ依リテ之ヲ定ム

天皇ハ此等ノ俸額ヲ國用ノ預算表ニ登入ス

官吏ノ恩賜金ハ法律ニ依リテ之ヲ求ム

第、条 天皇ハ造幣(貨)ノ權ヲ有ス且其徵号若クハ肖像ヲ錢貨

ニ印スル事ヲ得

十八

第、条 凡ソ租稅ヲ徵スルハ法律ノ力ニ依ラサレハ之ヲ定立スル

ヲ得ス

第、条 政府ヨリ其債主ニ對スル約束ハ其保担タリ毎歲債主ノ利

益ヲ課(量)リ之ヲ商量スヘシ

○〔増補ノ二字ナシ〕

第、条 新ニ國債ヲ起シ新ニ保証ヲ為スハ必國會ノ認可ヲ要シ殊

ニ代議院ノ嘉納ヲ得テ法律ヲ以テ之ヲ確定スルニ非レハ之ヲ為ス

事ヲ得ヘ(ス)カラス

第、條 貨幣ノ斤量品位及価値ハ法律ニ依テ之ヲ規定ス

貨幣ノ事務ヲ監視シ其品位検査等ニ就テノ争案ハ法律ヲ以テ之ヲ判決ス

……………〔折目〕……………

第、條 天皇ハ爵秩ノ称号ヲ授(仮)与ス

凡ソ大日本人ハ外国ノ爵秩ヲ享クル事ヲ得ス

第、條 勳級ハ 天皇ノ發題ニ由リ法律ニ依リテ之ヲ設ク

外国ノ勳級一モ其義務ヲ負帶セサル者ハ 天皇之ヲ享ケ給ヒ(其)

勅許ニ依リテハ皇族モ之ヲ享クル事ヲ得

何如ナル場合ヲ論セス臣民ハ 天皇ノ特許ヲ享クルニ非レハ勳

級(章) 称号

位職ヲ受クル事ヲ得ス

十九

第、條 凡ソ裁判ハ大日本國中ニ於テ勅命ヲ稱シテ之ヲ執行ス

第、條 天皇ハ裁判ヲ受ケタル刑罰ニ就テ減輕ノ權ヲ有ス(シ給

フ)

(其) 輕罪ハ宣告ヲ為シタル判司ノ意見重罪ハ大審院判事ノ意見

ヲ聽カシ給ヒタル後ニ行ハルヘシ

大赦及赦罪ハ法律ニ依ルニ非レハ行ハルル事無シ

……………〔折目〕……………

第、條 天皇ハ二県治以上ノ(ニ) 間ニ起リタル管理上ノ争論和

解セシム可ラサル時(者) ハ之ヲ勅裁ス

第、條 天皇ハ国庫ヨリシ又ハ其他ノ方法ヲ以テ費用ヲ支フル河

(水) 港道路橋堤等ノ諸務ヲ總理ス此件ニ就テハ府県会ノ職員其

府県内河港道路橋堤ノ監視ニ供シ一般ノ法律ニ循ヒ府県内ノ便宜

ヲ謀リ例則ヲ設ケ制可ヲ經事ニ從フ〔此件以下ハ後ノ挿入カ〕

第、條 天皇ハ電(伝) 信郵便ノ事業ヲ管理シ鉄道汽船ノ為ニ管

理ノ方法章程ヲ遵守セシメ山林鉞山ノ為ニ制(禁) 令禁令ヲ定ム

第、條 天皇ハ農業工業商業ノ為ニ勸励ノ方法ヲ定メ關繫發明通

商ノ便宜ヲ謀リ其保護ニ任ス

以上三条ノ事務ニ於テ事ノ一般ノ法律ニ關スル者ハ国会ノ協議ノ

上ニ之ヲ決シ其政令ニ渉ル者モ猶諮詢ニ付スル事有ルヘシ

第、條 教育ハ天皇(政府ノ) 常ニ監護アル所ニシテ(シ)□フ

(スル) 所トシ(シ) 中小学ノ教則ヲ規定シ其他専門諸學ノ學規ヲ監

視ス

……………〔折目〕……………

中小学教師ハ其才能品行ヲ檢証ス

天皇ハ毎年大中小学ノ景況ヲ詳カニシ報告書ヲ以テ国会ニ通照セ

シム

第、條 濟貧事務ノ管理ハ天皇(政府) 常ニ監護アル(スル) 所

トシ(ス) 法律ニ依リテ之ヲ規定ス

天皇ハ毎年其景況ヲ詳カニシ報告書ヲ以テ国会ニ通照セシム

第、条 天皇ニ法律ノ議案ヲ国会ニ下付シ又其他須要ナリ弁定シ

タル(給ヒ)

発題ノ議案ヲ提出ス

国会ヨリ奏上シタル議案ハ天皇之ヲ制可シ若クハ制可ヲ拒ムノ権

〔?〕有リ(ス)

第、条 天皇ハ国会ノ兩院或ハ其一院ヲ解散セシムルノ権〔?〕

有リ(ス)

其解散ヲ勅スル宣言(ニ)ハ同時ニ三十日以内ニ新議員ヲ選舉シ

二個月以内ニ議院ニ集会(合)スヘキ事ヲ勅ス

第七章 大日本政府并ニ太政官

第、条 大日本政府ハ太政官(府)及其所屬諸官(省)元老院代議

院司法部ヲ以テ成ル

太政官ハ大日本政府ノ正庁(堂)ニシテ太政大臣左右大臣各省ノ

卿 玉座ノ左右(ニ班列)ニ班列シ制定ノ法律詔令ヲ下付シ任免

黜陟ヲ宣伝ス(不明)ル(ノ)所タリ

内閣ハ 玉座ヲ首座トシ大臣參議會合シテ万機ヲ議スル(ノ)所

タリ

參事院ハ内閣ヨリ下付スル(詳)議案ヲ(シテ)詳議スル(シテ)

所タリ

其組織権限ハ法律ニ依リテ之ヲ規定ス

二十二

皇太子ハ成年滿限ニ至リ給フ(レ)ハ其權分トシテ班座ヲ内閣ニ

占メ表言ノ權ヲ有ス

第、条 天皇ハ凡百ノ議案ヲ以テ内閣ニ下シ其大綱ヲ議スル(可

決)〔?〕後ニ參事院ノ商議ニ付ス此議案ハ国会ニ下付スヘキ者ト国会

ヨリ奏スル者トヲ兼ネ併セテ国内一般ノ治理ニ管スル策略令則モ

其商議ニ付ス

以テ

.....(折目).....

之ヲ証ス

天皇ハ其他一般若クハ特別ナル切要事件ニ就テ參事院ノ意見ヲ問

フ其処決ハ専ラ内閣ノ議ニ在リ然レトモ其処決毎ニ之ヲ參事院ニ

通示ス

第、条 天皇ハ行政ノ事務ヲ区分シテ官(各)省ヲ設ケ其長官ヲ

任シ又随意ニ之免黜ス

官省ノ長官ハ天皇ノ行政權ト此憲法并ニ諸法律ト相關涉スル所ニ

就テ

二十三

其執行ニ意ヲ致スヘシ

第、一、条 其責任ハ左ノ如シ

第一叛逆 第二贓罪 第三擅權 第四越度 第五冗費 第六失錯

右ノ責任ハ猶法律ヲ以テ之(其)ヲ規定ス(ム)之カ為ニ凡ヘテ

天皇ノ処決措置ニハ各其部事ニ関スル長官玉璽ノ傍ニ

.....(折目).....

署名ス(シテ之ニ任スヘシ)

官省ノ長官ヲ監視(彈劾)スルハ国会兩院ノ權ニシテ(タリ)按檢

ハ(元)彈劾ハ代議院ニ按檢ハ元老院ニ屬ス

第、二、条 国会開期ノ後若クハ解散ノ後ニ於テ事變ノ急遽ニ際シ靜

(其事以下日(送稱不明))

謠ヲ維持スル為メニ其事タル價負保証關セサル者ハ天皇内閣ヲシ

テ其(内閣)ノ責任ヲ以テ一時布告ヲ發シ法律タルノ効力ヲ有セシ

ムル事ヲ得然レトモ此布告ハ其開期ニ至リ速カニ兩院ノ認可ヲ得

テ更メ例ニ準シ布告スヘシ

(未完)

執筆者紹介

織田武雄 京都大学教授

山本幹雄 龍谷大學講師

柴山英一 靜岡大學教授

金関恕 京都大學大学院特別研究生

梅溪昇 大阪大學助教

朝尾直弘 京都大學大学院學生

小野勝年 奈良國立博物館司書

越智武臣 京都大學助手